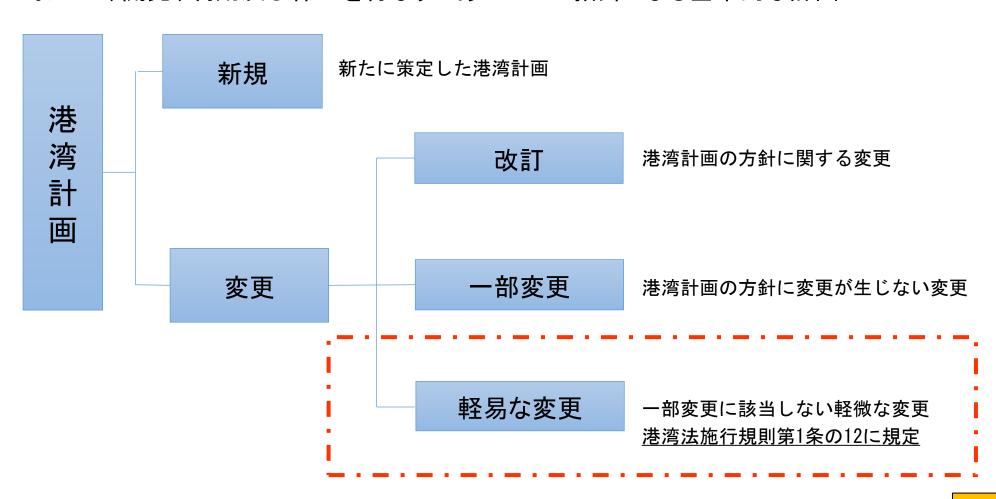
港湾計画の種類

港湾計画とは・・・

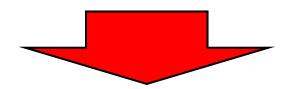
港湾法第3条の3に規定される法定計画であり、一定の水域と陸域からなる港湾空間において、開発、利用及び保全を行なうにあたっての指針となる基本的な計画



港湾計画の種類

港湾法施行規則より改訂・一部変更に該当する変更とは・・・

- 〇係留施設
 - 直轄工事(国)の事業対象となる施設
 - → 外国貿易船を係留する水深-12m以上の岸壁
 - → 内国貿易船を係留するコンテナ、フェリー、RORO船用の岸壁
- 〇水域施設
 - 当該港湾において主要と認められる航路
 - 直轄工事(国)の事業対象となる係留施設のための泊地
- 〇土地利用計画
 - ・面積20ヘクタール以上の土地利用計画変更 等



本件については、上記に掲げるいずれの変更条件にも該当しないため、「軽易な変更」とする。

大阪港港湾計画の軽易な変更について



1-1. 諮問事項 【夢洲地区】専用埠頭計画等の変更

■ 変更理由

- 開発事業者の要請に基づき、専用埠頭計画及び外郭施設計画を新たに位置付ける。
- 開発事業者による係留施設整備に合わせ、国際観光拠点として水際線を含むウォーターフロント空間と一体となった空間形成を図るため、背後の土地利用計画の一部を変更する。
- また、事業計画の具体化に伴い利用形態の見直しの検討が必要な区域及び将来構想 (係留施設)の位置付けを変更する。

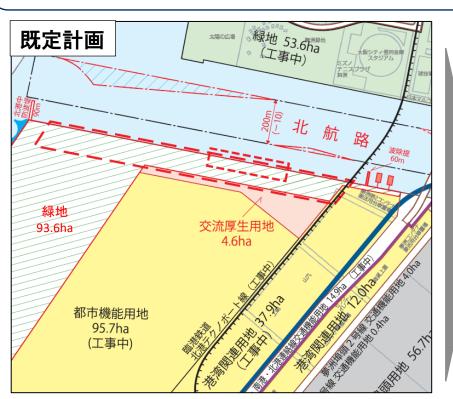
位置図 専用埠頭計画位置 95.7ha (工事中) 港湾関連用地

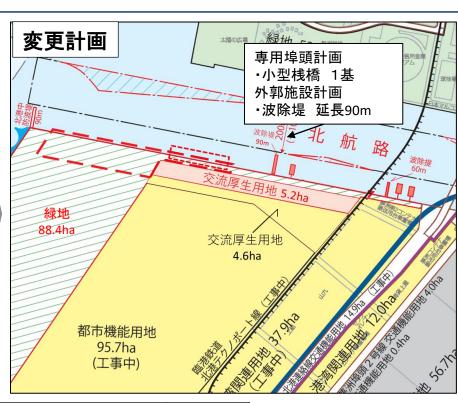
現況(航空写真)



1-1. 諮問事項 【夢洲地区】専用埠頭計画等の変更

- 変更内容1
- 専用埠頭計画の変更
- 外郭施設計画の変更

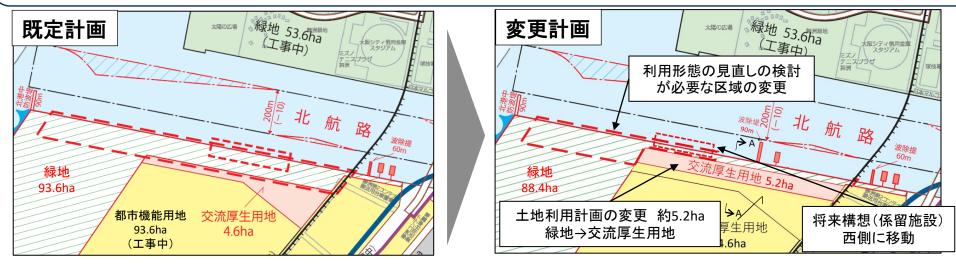


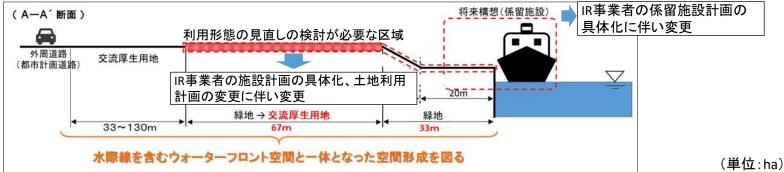


	種別	名称	基数
専用埠頭計画	係留施設	大阪IR桟橋	1基
	種別		延長
外郭施設計画	波除堤		90m

1-1. 諮問事項 【夢洲地区】専用埠頭計画等の変更

- 変更内容2
- 土地利用計画の変更
- 利用形態の見直しの検討が必要な区域の変更
- 将来構想(係留施設)の変更





土地利用 計画	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	都市機能用地	交通機 能用地	緑地	合計
夢洲地区	73.9	81.3	20.5	95.7	25.9	93.6	391.1

土地利用 計画	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑地	合計
夢洲地区	73.9	81.3	25.7	95.7	25.9	88.4	391.1

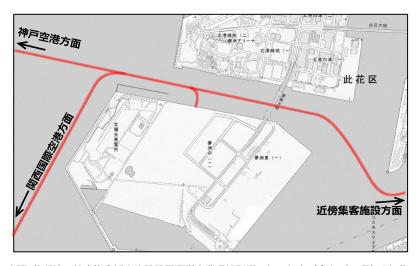
1-2. 専用埠頭計画、外郭施設計画変更の背景

- 大阪IRを起点とした海上アクセスルートの構築
 - ・ IR区域(夢洲)は、USJや海遊館があるベイエリアに位置する。
 - 海に囲まれた夢洲の立地特性を活かし、関西国際空港や大阪湾の臨海部などとつながる、水都大阪にふさわしい海上交通ネットワークの構築を目指す。

大阪IRの専用埠頭を設けることで、利便性の高い交通アクセスの実現を図る

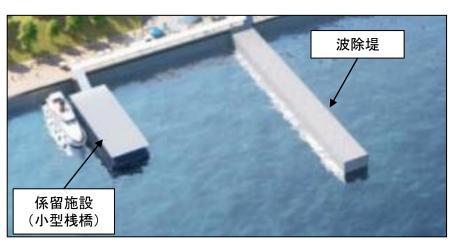
- ・ 関西国際空港や神戸空港及び近傍の集客施設とを結ぶ小型旅客船等、船によるアクセスが可能。
- ・ 夢洲への海上アクセスを実現し、大阪IRへの来訪者の利便性を向上する。また、来訪者の夢洲から 大阪内外へのアクセス機能の補強が可能。

■ 想定運航ルート図



※大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業環境影響評価評価書(令和6年5月)を編集

イメージパース



掲示内容は、今後の検討により変更になる可能性があります。

1-3. 施設整備内容及び船舶の離着桟について

■ 施設整備内容

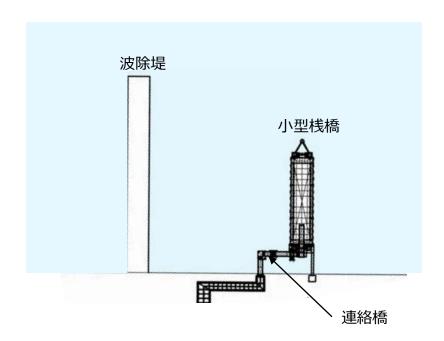
● (仮称) 大阪IR係留施設等

・ 小型桟橋: 1基(延長約40m×幅約10m、浮体式)

・ 波除堤:延長 90m (構造形式:ジャケット式)

・ 連絡橋(小型桟橋と護岸を繋ぐ通路)

: 延長 約30m ×幅 約3m

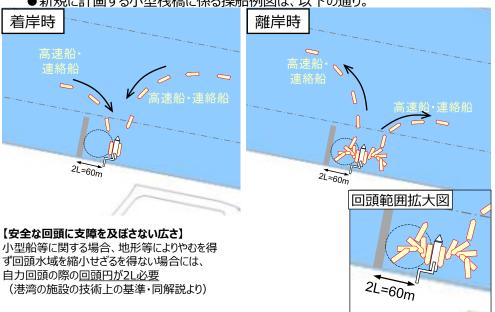


今後のスケジュール(想定)

	2025-2029年度 (R7d-11d)	2030年度 (R12d)
(仮称)大阪IR 係留施設等整備	工事準備・想定工事期間	R12.秋頃 開業

■ 今後の船舶の離着桟について(想定)

●新規に計画する小型桟橋に係る操船例図は、以下の通り。



対象船舶	船種	全長
高速船•連絡船	旅客船	約20~30m

掲示内容は、現時点の想定であり、今後の検討により変更になる可能性があります。

1-4. 環境への影響と評価

■ 計画変更に伴う環境影響について

【専用埠頭計画及び外郭施設計画の変更】

大気質について

- 今回計画する専用埠頭を利用する船舶は全長20~30m程度で、総トン数200トン未満の小型旅客船を想定しており、大型貨物船と比べ、大気汚染物質の排出量は極めて少ないものと想定される。
- そのため、大阪港全体における船舶の停泊時·航行時に排出される大気汚染物質の総量への影響は軽微である。

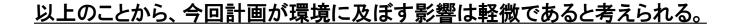
潮流、水質について

今回計画する小型桟橋と波除堤について、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設設置運営事業 環境影響評価方法書(令和4年4月)」では、施設の存在により海域の流況に影響を及ぼす可能性はほとんどないことから、「水象」を環境影響評価項目として選定しておらず、大阪港港湾区域内外の流況を大きく変えるものでないことから、今回計画が潮流・水質に及ぼす影響は軽微である。

【土地利用計画の変更について】

大気質、騒音、振動について

- 土地利用計画を緑地から交流厚生用地へ変更することにより、NOx排出量が増加するものの、大阪港全体の排出量からみる と軽微なものである。
- また、既定計画において、国際観光拠点の形成を図る中央部の集客人口は3,000万人/年、従業員3.2万人/日と想定し、 発生集中交通量を算出している。今回の土地利用計画の変更により、集客人口の想定に変更は無く、発生集中交通量及び 周辺道路の交通量を増加させるものではないことから、騒音・振動に及ぼす影響は軽微である。

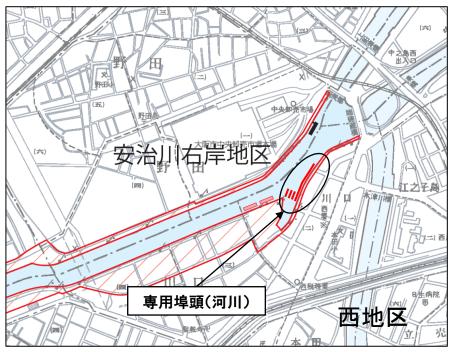


2-1. 諮問事項 【西地区】専用埠頭計画の変更

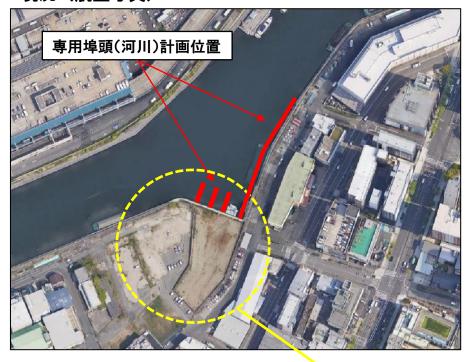
■ 変更理由

- 舟運の活性化を図る大阪府の要請に基づき、専用埠頭計画を新たに位置付ける。
- 西地区において、水都大阪の魅力を今後の大阪観光の柱の一つとして成長させるため、 大阪府事業により整備される桟橋を新たに位置付ける。

位置図



現況(航空写真)



2-1. 諮問事項 【西地区】専用埠頭計画の変更

- 変更内容【専用埠頭計画(河川)の新規計画】
- 小型桟橋 4基





• 専用埠頭(河川)計画

係留施設	基数	備考
小型桟橋	4基	新規計画

2-2. 専用埠頭計画変更の背景

■ 大阪の都心部に隣接した係留施設の整備

- 民間事業者の創意工夫による恒常的なにぎわいの創出や水都大阪の魅力発信などにより、舟運の活性化並びに地域の活性化を図る。
 - ※インバウンドや富裕層をターゲットとした、中之島GATEから大阪湾を周遊するクルージングプラン・チャーター形式のプランを造成する。
 - ※小型旅客船を使用し、「通常では味わえない、プライベートな景観を楽しむ」をテーマに、チャーターでの貸切クルーズプランを実施する。

大阪の都心部に一番近いプレジャーボートの係留施設を整備

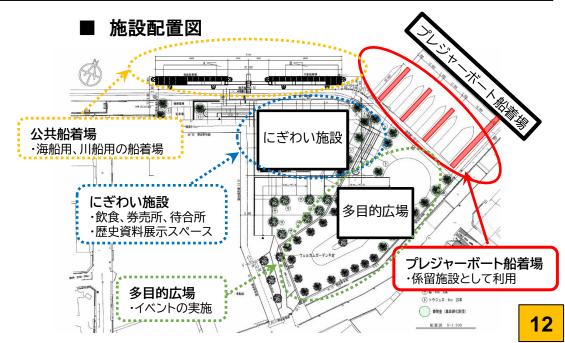
プレジャーボート等を使って気軽に訪れることができる係留施設や乗船客向けサービスの提供

大阪府が整備する公設船着場とあわせて、民間事業者が船着場を含むにぎわい施設等とともに一体的な管理・運営を行い、万博開催時はもとより万博後も水都大阪の魅力を発信するなど、大阪の成長に寄与

■ イメージパース



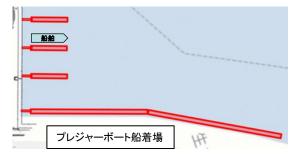
出典:大阪府IP 「安治川左岸中之島GATEターミナル整備・管理運営事業」事業者提案資料 ※事業者提案時のパース図であり、今回計画変更とは係留施設の形状等が異なる。



2-3. 施設整備内容及び船舶の離着桟について

■ 施設整備内容

● (仮称) 中之島GATEサウスピア桟橋: 桟橋3基(長さ20m、幅2m、浮体式) 桟橋1基(長さ150m、幅2m、浮体式) 乗降用タラップ、その他付帯設備



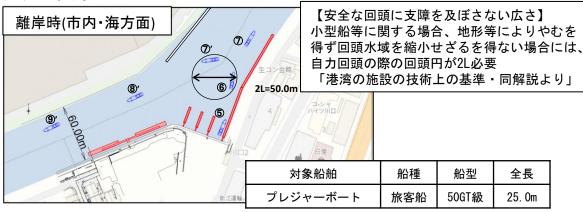
■ 今後のスケジュール(予定)

		2024年度 (R6d)	2025年度 (R7d)
(仮称)中之島GATE	今回計画 桟橋	R6.12 F ★ 工 事 着	R7.4 ★ 工 事 完 了
サウスピア桟橋等整備	公設 船着場	R6.9 R7.2 ★ 工事 着 手	開業 ★大阪・関西万博

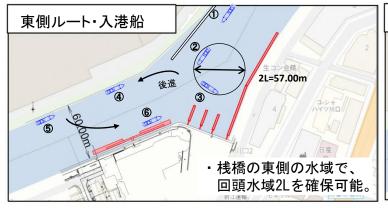
■ 船舶の離着桟について

● 新規に計画する小型桟橋に係る操船例図は、次のとおりである。





● 公設船着場に係る操船例図は、次のとおりである(周辺水域における最大船型)。





2-4. 環境への影響と評価

■ 計画変更に伴う環境影響について

大気質 について

- 今回計画する専用埠頭では、最大でも総トン数50GT程度の小型船の利用を想定しており、大型貨物船と比べ、大気汚染物質の排出量は極めて少ないものと想定される。
- そのため、大阪港全体における船舶の停泊時・航行時に排出される大気汚染物質の総量への影響は軽微である。

潮流・水質について

新たに設置する係留施設は、浮桟橋構造であり、潮流・水質に大きな影響を及ぼすようなものではない。



以上のことから、今回計画が環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

3. 今後の予定





大阪市港湾審議会

《令和6年11月11日》



国土交通大臣への計画送付

港湾計画の概要の公示

《令和6年12月(予定)》